

平成27年 第2回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成27年2月16日(月) 午後2時30分開会  
午後5時35分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
8	「摂津市学校歯科医解嘱及び委嘱の件」	承認
9	「校長採用内申の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
10	「校長配置換内申の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
11	「教頭採用内申の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
12	「教頭配置換内申の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
13	「教頭異動内申の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
14	「市籍指導主事等退職の臨時代理の報告及び承認の件」	承認
15	「市籍指導主事等割愛の臨時代理の報告及び承認の件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長		総務課長代理	鈴木誠
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	子育て支援課長代理	高田邦明
委員	齊藤公男	総務課長	溝口哲也	生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	子育て支援課長	木下伸記	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育 長	箸尾谷知也	次世代育成部参事		総務課主査	池田智子
		兼こども教育課長	小林寿弘		
教育総務部長	山本和憲	学校教育課長	荒木智雄		
次世代育成部長	登阪弘	学校教育課参事			
生涯学習部長	宮部善隆	兼課長代理	野本憲宏		
		教育支援課長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長

ただいまより、平成27年第2回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は齊藤委員ですので、よろしく申し上げます。

本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は8件、報告事項は8件、その他は2件ですが、議案第9号から議案第15号につきましては、教職員の人事に関する案件であります。これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第8号を審議し、続いて2.報告事項より以降の報告をすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続き秘密会を宣言し、議案第9号から議案第15号について関係部課長の出席を求め再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第8号「摂津市学校歯科医解嘱及び委嘱の件」について、総務課長から説明をお願いいたします。

総務課長

議案第8号「摂津市学校歯科医解嘱及び委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

ご意見・ご質問等は無い様子ですので、議案8号「摂津市学校歯科医解嘱及び委嘱の件」は、承認いたします。

それでは、報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。

春休みに、わくわくキッズフェスタ2015春が開催されますの

で楽しみにしております。

他にご質問等がございませんので次に進みます。(2)平成27年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)について、総務課長及び各課長から説明をお願いします。

総務課長 [平成27年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)のうち、当初予算総括表、一般会計予算総括表及び当初予算主要事業所管分について説明]

各課長 [平成27年度歳入歳出予算案(教育委員会所管分)のうち、当初予算主要事業所管分について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

齊藤委員 学校図書の本数増加のための予算が付けられていますが、標準本数とはどれ位で、本市小中学校での達成率の現状と今後の計画についてご説明下さい。

総務課長 標準図書は文部科学省により、学級数に応じて標準数を設けております。現在、小学校全体で85.2%、中学校全体で82.2%の達成率でございます。平成26年5月現在の数字でございますが、小学校全体での不足本数は17,298冊、中学校全体での不足本数は12,120冊でございます。今回予算を拡充しておりますが、3年計画で100%達成する予定でございます。

委員長職務代理者 学力向上推進事業の最後にあります学識経験者、保護者代表で構成する学力向上委員会の拡充とありますが、これは新規でしょうか。これは学校は関与せず、学識経験者と保護者代表ということで、家庭教育の分野について行うものでしょうか。

学校教育課長 この母体となります検討委員会には、まだ決定ではございませんが、現在の構想では校長会の代表、教頭会の代表、教職員の代表等も数名参加するとしております。その中に各学校に学力向上担当が1名ずつおり、現在も担当者連絡会を行っておりますが、そのワーキングチームとして学力向上担当者会を、開催数を増やして学校の

取り組み等の検討をすることを予定しております。

教育長

5つの項目のうち一番下のものは、確かに委員長職務代理のおっしゃるとおり新規の取り組みですが、学力向上推進事業全体としては拡充となりますので、このような表記をしております。また、ただ今、荒木学校教育課長から報告がありましたように、学識経験者の方にご参加いただき、さまざまな観点からこれまでの本市の学力向上の取り組みについて検討していただき、ご意見をいただきたいと思っております。

委員長

学力向上プランはそれぞれの学校で作成していて、更にそれを充実させるために市全体で検討するというのでしょうか。

学校教育課長

いただいたご意見等を市全体あるいは教育委員会の施策に活かすようにしたいと思っておりますし、それを各学校に持ち帰って、学校での取り組みにも活かすということを考えております。

委員長

学力向上の取り組みは市によっていろいろあると思いますが、以前私が大阪府教育委員会で聞きましたところ、門真市では市の教育委員会が取り組みを決定して各学校に伝えているそうです。摂津市では反対に、それぞれ学校で取り組むということですが、今回は両方の良い点を探るということでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

山手委員

31ページの民間保育所入所承諾事業についてお聞きします。小さな子どもたちの養育支援はとても大事だと思っておりますが、見たところ予算額が18億円とかなり高額になっております。これはどのくらいの補助対象者がいて、この予算で十分なのか、それともまだ不足しているのかをご説明ください。

こども教育課長

民間保育所入所承諾事業の予算18億円については、この事業全体のものとして、括弧書きの1,440万円が民間保育所入所承諾事の宿舍借上げに関する補助金額でございます。事業全体の他の様々な施策を合わせて18億円となっております。

それから、宿舎借り上げについての具体的な内容ですが、民間保育所は定員をそれぞれ設定しておりますが、その定員数に応じて借り上げを補助する戸数の上限を設定しております。この施策全体での補助戸数は40戸、市の補助額は1戸あたり月額3万円を予定しております。

委員長

その施策内容は近隣他市と比べていかがでしょうか。

こども教育課長

茨木市は既に実施しております、吹田市、高槻市は実施予定とのことでございます。補助上限額はもう少し高いので、今後施策を開始する市では上限額を高く設定している場合もあるかもしれません。

委員長

近隣市に比べて本市の補助額が劣っているのでしたら、人材確保の上では不利になりますので、劣らないようにお願いします。

委員長職務代理者

中学校の耐震補強等工事のところにオートロックについて記載しており、既にオートロック化している学校もありますが、どの時間帯にオートロックをしているのか、どなたがどのように対応しているのか等、具体的にどのような運用になるのかご説明ください。

学校教育課長

現在運用マニュアルを作成中で、校長と協議しております。基本的には授業中にロックしており、訪問者は呼び鈴を押すと職員室に繋がり、職員が確認してロックを解除するものでございます。登校時は職員が立っており、ロックは解除しております。放課後はクラブ活動があるため下校時間がバラバラになりますのでロックを解除し、門は開放することになります。

委員長

遅れて登校する子どもたちにも安心して通えるシステムになっているのでしょうか。

学校教育課長

遅れてきた子どもは呼び鈴を押して、ロック解除をしてもらい中に入るようになります。

委員長

第四中では既にオートロック化されていますね。そこでは、遅れ

てきた子どもが呼び鈴を押すのが嫌だからということで帰宅してしまうということはありませんでしたか。

学校教育課長            そのような事例はございません。

委員長                    遅れてきた子どもにとってオートロックがハードルにならないように願います。

委員長職務代理者        門が2つある学校は、1つしかオートロックは付いていないのでしょうか。

学校教育課長            設計は学校ごとに行いますので、第二中学校は2つの門に設置予定です。

総務課長                 第二中学校は、通用門も登下校で利用されるということですので、オートロックを設置予定で設計しております。それ以外の中学校は正門のみの設置予定です。

委員長職務代理者        第四中学校も門は2つありますが、使用頻度の低い門には設置せず、子どもたちが利用する門に設置するというのでしょうか。

総務課長                 そのとおりでございます。

学校教育課長            第四中学校につきましては、朝の登校時は裏門を利用する生徒も多数おりますので裏門も開けておりますが、登校時間を過ぎると裏門は閉めて使用不可としております。遅れてきた生徒や授業時間中に来校する保護者、業者等は正門で対応することとなっております。

委員長                    他にご意見等がありませんので次に進みます。(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長                 [地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

山手委員

摂津市としては当面は経過措置で、現行体制の教育委員会と  
なるとご説明でしたが、総合教育会議で具体的に何を話し合うのかとい  
うことは首長が決定するのでしょうか。また、首長と教育委員との力  
関係や権限等はどうなるのでしょうか。

総務課長

総合教育会議は平成27年4月1日から設置されることとなっ  
ております。こちらについては経過措置とは関係なく設置するもの  
であります。首長の権限としましてはこれまでと同様に、予算の編  
成権・執行権や、条例の提案権等でございます。教育委員会におき  
ましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められて  
おります職務権限について変更はございません。これまでと同様に  
対等の執行機関として実施していくものでございます。

総合教育会議での具体的な議案についてですが、事務局となりま  
す市長部局の政策推進課と今後、事前に調整することもあるかと思  
いますが、資料43ページのポイント3の矢印の下の部分の「協  
議・調整事項は以下のとおり」にあります。先ず大綱を市長の権  
限として策定することになります。教育委員会においては現在、教  
育推進プランを策定しており、今後教育振興基本計画を策定するこ  
ととなっておりますが、首長の方では、教育行政の方針として大綱  
を策定することが議題として挙げられます。

教育の条件整備等、重点的に講ずべき施策として、例えば総務課  
においては施設の耐震化工事を行っておりますが、今後老朽化して  
いく施設の維持管理等の方針であったり、子ども・子育て支援に関  
する考え方であったりといった施策が一例として挙げられるので  
はと考えております。

また、児童生徒等の生命・身体の保護と緊急の場合に講ずべき措  
置についてですが、先程申し上げましたように大津のいじめ事件と  
いう不幸な事件があったのですが、このような重大な事案が発生し  
た場合には首長の方でも招集を行い、適切な処置を行うように総合  
教育会議の中で協議・調整することが想定されております。

総合教育会議は決定をする場の位置付けではなく、あくまで協  
議、自由な意見交換の場として、調整がついた事についてはそれぞ  
れの権限の責任において遂行していくことが期待されている状況



でございます。

山手委員

総合教育会議は公開で、傍聴できますよね。

総務課長

そのとおりでございます。今まで教育委員と市長との意見交換の場として年に2回、4月と秋の点検評価の時期に懇談を実施しておりますが、そのような場が今後は公開の場でなされるということになり、議事録も公開されますので、市民の皆さんに対して議論の更なる透明化を図るものになります。

資料44ページのQ&Aの中のQ5で、総合教育会議の大綱について、どのような記載がされますかというような内容となっております。この中で、総合教育会議では予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限にかかわる事項等について協議し、調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議・自由な意見交換を行うことが想定されていると記載があります。ただし、教科書採択の審議や教職員の個別の人事等については、政治的中立性の要請の高い事項でありますので、総合教育会議の議題としては望ましくないとあります。

山手委員

先程ご説明がありましたように、決定の場ではないが、ここで調整が付いた事項については尊重義務が生ずるということですね。

委員長

意見交換をして、仮に意見の一致しないことがあればどうなるのでしょうか。それは大綱には記載しないのでしょうか。

総務課長

国のQ&A等で示している中では、意見の一致しないことについては、場合によっては、首長が自身の考えによって大綱に記載することもあり得るということも考えられるということです。当然、首長が大綱に記載したことを教育委員会としてすべて執行していく義務はございませんので、調整が付いた部分について教育委員会として尊重していくことになります。

委員長

首長の意見がより反映しやすいシステムにはなるけれども、全部がそれに従うというものではないということですね。

総務課長 より首長が教育に対して公開の場で意見をしやすくなった部分が、今回の総合教育会議のポイントであると考えられます。

委員長 摂津市では、先程ご説明がありましたように総合教育会議は5月以降の開催ということですね。また、現行体制の経過措置は、現行の教育長が辞められるまで続くということですね。

総務課長 はい、現行の教育長の任期満了、あるいは途中での退任までは現行の制度が継続されるものです。

委員長 それでは他にご質問がありませんので、(4) 子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令公布に伴う関係規則制定について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令公布に伴う関係規則制定については、子育て支援課とこども教育課の所管部分について規則制定がありますが、私からまとめてご説明いたします。

[子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令公布に伴う関係規則制定について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

3つの条例が平成27年4月1日から施行されるということですね。

それでは他にご意見等がありませんので、次に進みます。(5) 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則制定について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 [摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則制定について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

算定基準が所得税から市府民税に変わるけれども、利用者負担額については変わらないということですね。

こども教育課長	保育所については従来、所得税額で利用料を決定しておりますが、市町村民税は所得税額に応じた金額設定となっておりますので、算定基準は変わりますが利用料は変わらないよう階層設定をしております。
委員長	それでは、なぜ変更する必要があるのでしょうか。
こども教育課長	利用料については応能負担という考え方の中で、幼稚園はもともと市町村民税額、保育所は源泉徴収票や確定申告の写しを提出してもらうことで税額を確認し、利用料を確定しておりました。新制度においては、市町村民税を算定基準とすれば、それぞれの市町村で保有するデータで、確実な数字の確認ができるということもありますし、保護者の方の書類を出す手間も省くことができるということで、このようになっております。
委員長	手続き上の問題で変更ということでしょうか。
こども教育課長	保護者の方にとっても手間が省けるものでございます。
委員長	保護者にとって不利益はないということでしょうか。
こども教育課長	はい、利用料の金額は変更のないように設定いたします。
委員長	他に質問等がございませんので、(6) 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課長より説明をお願いします。
こども教育課長	[摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について説明]
委員長	説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。 質問等はございませんので、次に進みます。(7) 平成26年度1月までの問題行動等の報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長	[平成26年度1月までの問題行動等の報告について説明]
委員長	説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。
委員長職務代理者	25年と26年を比較しますと、中学校の件数は減っていますが、小学校の状況は少し厳しいように思います。大阪府との状況を比べますと不登校の割合が非常に高く、また対教師暴力については小学校での発生があります。以前はこのようなケースは挙がってこなかったと思います。小学校では指導が困難な状況が起こっているのではないのでしょうか。
学校教育課長	対象人数が多いというわけではございませんが、指導困難ということで教育委員会事務局にも相談があり、大阪府教育委員会のスクールロイヤー制度等も活用して対応しているケースが3～4校あり、それぞれの学校での指導対象は1名でございます。ネグレクト等の家庭状況の困難さや保護者の過度な期待から指導困難になっている等、様々なケースがあります。スクールロイヤー制度を活用しておりますが、来年度はスクールソーシャルワーカーもこのようなケースの対応にきちんと関わっていくように、仕組みを変えたいと思っています。
委員長職務代理者	小学校の件数が増えているということは、数年後には中学校の件数が必然的に増えるということになります。中学校の対応も大変だとは思いますが、小学校の対応についても危機感をもって当たっていただくように、学校に対して十分に指導していただきたいです。
齊藤委員	大阪府と比較されていますが、最近の新聞報道等によりますと大阪府の不登校者数は全国平均よりもかなり多く、府教委でも危機感を持っておられるとのこと。先日の教育フォーラムでのご講演の中で、本市には児童生徒支援加配教員がおられるとのことですが、その教員は不登校の子どもたちの対応もされるのでしょうか。また、来年度予算でスクールソーシャルワーカーの増員が予定されていますが、不登校対策としてもお考えでしょうか。
学校教育課長	児童生徒支援加配については、大阪府教育委員会が職員の定数に

プラスして主に学校の生徒指導体制において中心になる人員として加配される教員の名称でございます。摂津市では児童生徒支援加配と、それとは別にこども支援コーディネーターという担当の者がおりまして、課題のある子どもの対応というよりは、どちらかと言えば、子どもたちが行きたくてたまらない、子どもの成長を促すような集団の骨組み作りを行っております。結果的に不登校者数を減らすということを行っております。児童生徒支援加配の教員及びこども支援コーディネーターは原則として授業を持たず、生徒指導を主に行っております。どちらも配置されていない学校もありますが、中学校は4校、小学校は半分ほどの学校にどちらかが配置されています。配置校ではその教員を中心に指導を行い、配置されていない学校でも管理職や指導担当や養護教諭、市の家庭教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めたチームで、学校で組織的に対応を行っております。来年度はさらに市のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをスーパーバイズしたり、緊急または困難な事例には応援に駆けつけるという学校支援チームを作成する等、生徒指導については改めて組み直したいと考えております。

山手委員

長期欠席の理由で経済的理由が0というのは良かったと思っております。理由の中でその他というものがありますが、これはどのようなものでしょうか。

学校教育課長

理由については学校の生徒指導チームの見立てによるものですが、長期欠席の子どもたちは最初の理由として体調不良を訴えますので、病気と不登校の見極めが重要となります。その他については病気でもなく、学校に行きたくないという不登校でもないものになり、例えば長期の海外旅行等の保護者の都合であるとか、最近増えていますのは劇団や歌舞伎等の芸能活動で、その活動中に学校に来られない場合等で、子どもが学校に行きたいが、都合で欠席しているというものを計上しています。

委員長

その他の数字が結構ありますが、芸能活動や海外旅行の子どもがこんなにいるのでしょうか。

学校教育課長	様々な家庭がございまして、数が多くなっております。
委員長	学校に行かせない親もいましたよね。
学校教育課長	そのような事例もこの中に入っております。
山手委員	この子どもたちは、義務教育で修めなければならない課程について、どこかで代替的に修めているのでしょうか。
学校教育課長	卒業や進級の認定は、平素の成績を考慮して校長が行います。
山手委員	この子どもたちの学力が卒業認定に到達しているというのほどのようなかたちで確認しているのでしょうか。
学校教育課長	学習については、可能な範囲で教材を与えたり、提出を求めたりして評価を行うように努めていますが、実質は満足できる内容ではないこともございます。保護者の意向も尊重して認定することが必要です。
山手委員	たくさん数なので、気になります。ご本人や保護者は納得されているのですよね。
委員長	1校あたり2人ほどいることになりますよね。
教育長	芸能活動で欠席されているのが何名なのかは把握しておりませんが、例えばインターナショナルスクールに通っている人もこの数字に入っております。必ずしも全員が芸能活動というわけではありませんので、この数字についてはどのような理由なのか詳しく調べて、また報告をするようにしてください。
山手委員	学力の取得が、どこかできちとなされていると良いのですが、それが気になりました。
委員長	それでは、次に進みます。(8)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業日程報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。  
ご質問等がございませんので、次に進みます。その他（１）平成  
27年度教育推進プラン（素案）について、総務課長より説明をお  
願いします。

総務課長 [平成27年度教育推進プラン（素案）について説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。

齊藤委員 昨年来、“教育推進プラン”の内容についていろいろご検討いた  
だき、大変見やすくなったと思います。ところで、昨年度の“点検・  
評価報告”においては、知見者から事業内容の成果に対し“評価”  
も記載すべきとのご意見がありました。一方、“点検・評価報告書”  
は、“教育推進プラン”に掲げる各事業の成果を中心に作成されま  
すので、平成27年度の教育推進プランの「事業概要・めざす目標」  
や「実施予定内容」にその成果を評価できる視点からのさらなるご  
検討をお願いします。

総務課長 ただ今ご指摘いただきました点につきまして、事務局で再度検討  
させていただきます。

委員長 もう少し具体的にした方が良いということですね

齊藤委員 事業の評価において、“良くできた”とか、あるいは“さらに検  
討の余地がある”などの評価ができるよう、めざす目標をできるだ  
け明確に示していただきたいと思います。

委員長 数値目標があると分かりやすいということですか。

齊藤委員 事業によっては数値目標を示すことになじまないものもあると  
思いますが、その成果の評価ができるよう、事業の目標や成果の記  
載についてご検討をお願いしたいと思います。

教育総務部長

成果の部分につきましては、最終的には26年度の実績として点検評価に記載をいたしますが、来年度のプラン作成に当たっては、時期にもよりますが、すべての数値目標の記載については難しいかもしれませんが、齊藤委員のご発言の内容については再度検討いたします。

山手委員

26年度の実施内容が入っているのは分かりやすいと思います。全体的に、昨年と比べて踏み込んで具体的に説明がなされている点が良いと思います。その中で細かい点ですが分からない部分がありましたので5点質問させていただきます。

1点目は、4ページの実施予定内容の一番下の項目に「多人数保育や雨天時に園庭が使えない場合などの保育の場として活用する」とありますが、これは子育て総合支援センターの遊戯室の事でしょうか。

2点目は4ページから5ページにかけてこども園の混合クラスについての記載がありますが、既に混合クラスは開始しているのでしょうか。

3点目は7ページの特色ある学校づくりの部分で「本市の課題に応じた一貫性のある教育活動の展開を図るため、ライフステージに応じた3つの部会を開設。」とありますが、この3つの部会とは何でしょうか。注釈を入れたほうが良いのか、どうなのでしょう。

4点目はその下の摂津市学校園研究発表補助事業についてですが、26年度実施内容に参加人数の記載があり「市内外から」という文言がありますが、摂津市教員の参加についてはどうだったのかということが、この書き方だとはっきりしないように感じます。

5点目は37ページの親支援事業にあります「トリプルP講座」という言葉の意味が分からず、どのような講座なのか分かりませんでした。同様にもう一つ分からない言葉があったのですが、今すぐにその箇所が見つからないので後ほどお伝えします。

こども教育課長

1点目の「多人数保育や雨天時に園庭が使えない場合などの保育の場として活用する」の場所ですが、山手委員のおっしゃるとおり子育て総合支援センターの遊戯室の事です。前段が抜けておりますので記載したほうが分かりやすいと思いますので修正いたします。

2点目について5ページの26年度の実施内容について、「26



年度からの導入及び実施について検討」の部分は誤りでした。26年から実施しておりますので、実施内容の充実に向けての協議等の記載に修正いたします。

学校教育課長 3点目と4点目については、注釈等の表記について再検討いたします。研究発表の摂津市教員の参加人数については記載いたしません。

齊藤委員 例えば7ページの研究発表について、摂津市教員の参加を何%目指すということがあって、実際の実施結果として達成されているかどうか分かるようになれば良いのではと思います。数値目標にできるものはできるだけ明記していただきたいです。

教育長 今の点について、市内外からそれぞれ147人、265人の参加があったということは、市内から147人、市外から265人の参加ということではないのですか。

山手委員 これは味舌小学校の参加人数が147人、味生小学校の参加が265人と読んだのですが。

委員長 私も、市内と市外の方を合わせて147人と思いました。

教育長 わかりました。それでは、味舌小で147人のうち、市外が何名、市内が何名という表記をとということですね。

山手委員 私が興味があると申しますか、市民として知りたいのは、市内、市外の数字ももちろんですが、市内の先生方がどれくらい参加されているかということです。もちろんこの数字が即、研究熱心かどうかという判断にならないとは思いますが。

教育長 この表記では、味舌小学校と味生小学校のそれぞれの参加人数にも、市内・市外のそれぞれの参加者にも読み取れますよね。これは明確になるようにいたします。

齊藤委員 今回の点に関連しまして、事業のめざす目標に書かれている“全市

的に共有できる学校”として、そのめざす学校数や参加者数などが明記されておれば、事業の成果を見て客観的評価ができるものと考えます。

委員長

147人、265人と市内・市外からたくさん参加されたことはとても評価されることで、研究したということの表れとしてはその数字で良いのですが、齊藤委員のおっしゃったように目標が全市的に共有できるのかということになれば、市内の参加者数が大切ということになりますよね。

教育長

前回、知見者の方との話し合いの中でも発言いたしました、今回冒頭に説明がありましたように、教育推進プランは第4次総合計画に基づいて策定しておりますので、ある程度は昨年のをリニューアルさせていただいてますが、根本的には修正しきれていません。ひとつひとつの項目が非常に細かく、例えば6ページの特色ある教育課程の展開ということで①、②、③とたくさんあります。それぞれの項目について何回やりますという目標値を設定して、目標値に対して何回やったというアウトプットのものが本当に成果なのか、それはあくまでも手段であって本当の目標というのは特色ある教育課程の展開といった大きな目標があって、その目標を達成するための事業がいくつかあるということだと思います。評価としては目標がどれだけ達成できたか、ひとつひとつの事業の評価よりもそれらの事業を実施したことで、一体とした大きな目標が達成できたのかということの評価すべきなのかなと思います。仮に事業が10回の開催目標のうち5回しかできなかったけれども、十分本来の目標は達成できたのであれば、それはそれで私は評価しても良いのかなと思います。そのような点検評価になるべきだと思っておりますが、最初に申しあげましたように今のところは第4次総合計画に沿ったかたちで作成しておりますので、そこまでできていないということがあります。今後は大綱になるのか教育振興計画になるのかは未定ですが、新たな教育の計画を作る上では、大きな目標を掲げてそれぞれの取り組みの成果についてアウトカム的な評価ができればと思っております。今ご指摘いただいた内容については、来年度については担当課の方で検討するようにいたします。

齊藤委員	<p>昨年度、知見者からのご意見にありましたように、“点検評価報告書”には何らかの評価を付けるのが望ましいと考えますので、その評価の方法については、教育長のご意見を踏まえてご検討をお願いします。</p>
山手委員	<p>先程、分からない用語がもう一つあるということでしたが、2ページの安全安心な学校地域づくりの中の、小学校給食調理場の中の「ドライ化改修工事」という言葉についてです。ご説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>「トリプルP講座」についてですが、前向きな子育てができるよということの実施しておりますプログラムの名前です。こちらについては注釈の入れ方等を検討いたします。</p>
総務課長	<p>「ドライ化改修工事」につきましては、現在、給食調理業務の民間委託を実施しております学校については、衛生面を考えて床からの水跳ね防止や掃除面での利点からドライ化または学校によってはドライ運用というかたちで給食調理場を運用しております。現在直営で実施しておりますすべての学校については、ウェットの運用になっておりますので、将来的にはドライ化を進めていかなければならないということで、中長期の目標として総合計画にもこの部分を明示しておりますので、こちらにも記載しております。</p>
教育長	<p>トイレがそうなのですが、以前は水を流して掃除をするようなタイプでしたが、今は水を流すと衛生的に良くないということで、水を流さず普通に掃除をするトイレに変わりつつあります。それをドライ方式などと言いますが、給食調理場も同じかたちにしていくということです。</p>
総務課長	<p>先程申し上げました大きな2番の重点事項の部分は、第4次総合計画の体系に基づいて中長期の目標の部分で記載をしております。その次の4ページ以降の具体的な取り組みについては、単年度の計画を記載しておりますので、その部分で書き方が異なる部分がありますが、そのような位置付けで重点事項については中長期に関わる内容が入っております。</p>

委員長職務代理者	<p>保護者、市民の方もこのプランに興味があると思うのでもっと充実した記載をしてほしいと思います。例えば9ページの使える英語力の向上についてですが、小学校の英語教育開始も間近に迫っている中で、小学校の先生が英語を教えるのですが、この使える英語力の向上の取り組み内容は従前からあるような漠然とした中身だと思っています。これは今非常に注目されている部分だと思うので、何年度にはこのような指導ができるようにといった具体的な目標がないと、このままでは保護者の方が見られて不安というか、どうなのかなと思われるのではないのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>今ご発言いただきましたように、教科化を見据えて教員をしっかりと育成するように文面は昨年から変更しておりますが、具体性に欠ける面はあります。実際には今年度、つくば市の教員研修センターに2名派遣し、その教員がリーダーとなって研修を進めていくということ等を少しずつ進めているところです。こちらについては目標も含めて内容を精査させていただきます。</p>
山手委員	<p>13ページの教育相談事業の相談件数についてですが、これは3,500件の予定のうちの3,000件という意味でしょうか。その下の600件と1,500件も同様の意味でしょうか。</p>
教育支援課長	<p>相談件数は昨年度との比較で記載しておりますが、分かりにくい表記のため、分かりやすく修正いたします。</p>
山手委員	<p>次の適応指導教室事業の部分は、括弧書きで%の記載がありますが、こちらも同様でしょうか。</p>
教育支援課長	<p>こちらも分かりにくい記載となっております。昨年との比較をしておりますが、この文面ではそれがわからないかたちになっておりますので修正いたします。</p>
教育総務部長	<p>いくつかご指摘をいただきましたので、次回までに修正いたします。齊藤委員から、来年度につながる中間評価というお話もございましたが、私の管轄でご説明いたしますと例えば27ページ安全対策事業でございますが、目指す目標としては不審者侵入をどう防止</p>

するかということですが、そのために学校に安全受付員を配置するということが実施内容でございます。26年度の取り組み内容のところに受付員を配置して子どもの安全確保ができたという抽象的な記載となっておりますが、もし不審者が0人であったらそのような内容を記載しまして、事業の方向性が間違っていないということでしたら27年度も同じ施策の目標を掲げて事業を実施していくというご指摘かと思っております。全体的に修正すべきところは修正したいと思えます。

委員長

個人的な感想ですが、8ページの学力向上について、新しくテストが追加されるということを先程の予算の説明の中でもありましたが、小学校6年と中学校3年の全国学力テストがあり、来年度からは市の学力定着度調査を小学校2年から6年で行うということですが、子どもたちに負担かなとも思います。学校が同じ教育をしていても結果は学年の集団によるところもありますので、結果に右往左往するよりも学年がどのように推移してきたということを分析するのに、これらのテストは非常に有効だと思います。また、そのテストの分析結果を個人に還元することで、例えば「小学校2年の時はこの分野ができなかったけれども3年生になったら伸びてきた、この分野がまだまだだ」ということを本人にも保護者も分かるし、次につながると思えますので、是非個人に還元していただきたいです。

それでは、他にご意見等がございませんので、次に進みます。(2)第3次摂津市子ども読書活動推進計画(素案)について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

[第3次摂津市子ども読書活動推進計画(素案)について説明]

委員長

説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。

齊藤委員

第1次、第2次の計画で実施困難であった学校図書館の地域への開放について、3次計画では削除とのご説明でしたが、実施困難である主な理由を教えてください。

生涯学習課長

学校図書館の地域への開放が困難である主な理由ですが、子ども

の安全・安心を第一に考えると、現状では不特定多数の方が学校内に入出りできるということは、安全上問題があるということと、安全を確保するためには人員配置の人的費の面、またそれを管理するためのシステムの面等での問題がありますので、実施困難と判断しております。

齊藤委員

学校図書館の地域への開放については「摂津市総合計画」に掲げられており、“子ども読書活動推進計画”は摂津市総合計画に基づき作成されています。第3次子ども読書活動推進計画で、それまで実施困難だったからという理由で削除することについて、いま伺った理由ではまだ検討の余地があるのではと思います。その実現可能性について、例えば、事前登録者への貸し出しに限る場合や安全対策としての人的費等の問題点について、もう少し具体的に検討することも必要ではないでしょうか。学校図書館の地域への開放が総合計画に取り入れられた背景には、地域の皆様の要望があったからと思います。しかし、そのアクションプランである“子ども読書活動推進計画”での検討結果を踏まえ、次の総合計画の策定において、この項目の取り扱いを決められるのが良いのではと考えます。

学校教育課長

学校教育課でも協議いたしました。学校にとっては安全・安心が何より第一に優先される事項ということは先程も説明があったとおりでございます。摂津市として読書環境を整えるに当たって、小学校にある特に低学年向けの本は幼稚園や保育園の本で保護者の方の要望に十分に応えることができると考えます。大人の方ですと中学校の図書に興味・関心がおありだと思いますが、摂津市の市域であれば十分に図書館、公民館等で読書環境を整えることができると考えております。中学校内を見知らぬ方が自由に入出りできる環境というのは安全面上、運営面上かなり厳しい状況ですので、ニーズと安全とコストを勘案すると、学校を利用しなくても読書環境を整えることは十分に可能であるという協議をしております。

齊藤委員

学校図書館の地域開放をしなくても、現状で十分対応できるから開放は必要ないということでしょうか。

生涯学習課長

学校図書館の開放についての事業は他の自治体で実施されてい

る所もございますが、近隣に図書施設が無いという状況で、一番近い図書施設である学校をというニーズがあるように思われます。しかしながら摂津市におきましては、市域が狭いこと、また近距離に図書館や公民館がございますので、先程荒木学校教育課長が申し上げましたように、学校図書館開放をするリスク等を勘案した時に、現時点では開放できないと判断したものでございます。

委員長 公民館やコミュニティセンターにある本を充実させないと、今のままでは十分ではないと思うのですが、その上でのお話でしょうか。

生涯学習課長 学校図書館を開放しないということだけではなくて、この計画に策定しておりますように、市内公共施設における特に公民館等の子ども読書関連施設における読書環境の充実ということは挙げておりますし、そちらに力を入れるほうがより効果的ではないかと考えております。

教育長 齊藤委員のご質問は、子ども読書計画の第1次、第2次に学校図書館開放が記載されていたのは、もっと大きな計画にそのようなことが載っており、そのアクションプランとして書かれているのではないですかという内容だと思うのですが、そもそも学校図書館の開放についてはどのような経緯で今までの計画には挙げられていたのでしょうか。

生涯学習課長 摂津市総合計画には子どもの読書推進という項目がございます。しかし学校図書館開放については総合計画に記載はありません。その落とし込みということで、下位計画である子ども読書推進計画の策定時に学校図書館開放の項目を入れたものでございます。当初の計画は10年前ですが、それ以降いろいろな事件もございましたので、環境も変化したということで見直しをした上で、計画を変更するというものでございます。

委員長 削除ということで委員の皆様よろしいでしょうか。

委員長職務代理者 この項目は恐らく子ども読書活動だけではなくて、学校が地域コ

コミュニティの核になるという観点もあって、市民が普段から学校に入っていける環境を作るというもっと大きな目標があったのではないかと思います。ですので、困難だから削除ではなくて、やはり方向性としては学校の図書館の開放は間違っていないと思います。それを何らかのかたちで、さらに努力をするということで残すことができないかと思っています。学校の安全・安心というお話もありましたが、学校開放を今実際に行っています。夜に体育館やグラウンドを貸出ししていて、そこに地域の方や他市からも来ている人がいますが、それは登録団体ということで、ある程度どなたかを特定したうえで貸出ししています。これを参考にすれば、時間を制限するですとか図書カードを持っていただく等、利用者がはっきりと身元が分かるような方策を採るなどをして学校図書館開放の実現に向けてることができるのではないかと思います。ですので、第1次、第2次計画に挙げていることを第3次で実施困難だからといって削除するのは早計ではないかと思っています。

生涯学習課長

委員長職務代理者のおっしゃるとおりでして、実際に他市では学校図書館開放というかたちで地域住民に開放している事例があります。またその事例の中には様々な問題も生じていることは聞いております。ただ実際に行っている所があるということは事実でございます。今回におきましては、開放するという表現ではなく、例えば先進事例の研究や実施に向けた課題の整理を行った上で検討に向けてといった、少し後退した表現にはなりますが、このようなかたちで項目を残すようにいたします。

山手委員

話が変わりますが、読書活動が子どもの生きていく力を伸ばすということととても大事な役割を担っていることは皆さんご承知のことだと思います。後ろに添付しています資料を見ますと、子どもの読書離れが進んでいるのも事実だと思います。子どもの読書活動が少しでも盛んになるような工夫が、これから絶え間なく続けていかなければならないと思います。その中では学校の先生や学校図書館の果たす役割というのがとても大きく、一番効果的だと思います。この読書活動推進計画の中に学校の先生のご意見は反映されているのでしょうか。



生涯学習課長

直接学校の先生方からご意見をいただいておりますが、今回の改定にあたり庁内関係各課の所属長が集まりまして検討を行いました。その中に学校教育課長もいますので、学校現場の意見も吸い上げた上で、意見を反映しているものと考えております。

山手委員

先生方もとても忙しいと思いますが、図書担当の先生を通じて等、やはり協力してもらおうという意味も含めて声も取り上げることが必要ではないかと思っております。5ページの施策の体系の中に、学校における子ども読書活動の推進というものがあり、これは学校の先生を除いては絶対に進めていけないものだと思います。個人的な事ですが、私は読み聞かせ活動を行っておりまして、1つの小学校は9年目、もう1つの学校は2年目の活動をしています。読み手の意見としましては子どもたちが喜んで聞いてくれたり、集中して聞いてくれますので、意味があると思っております。また先日、個人的に読書活動の先進校を訪問しましたが、そこは各学校にPTAを中心とした読み聞かせ隊がいて、朝に読み聞かせの時間を設けているということがありました。そこは長く読書教育を進めていて、成果も上げているので良いことだと思います。もちろん読み聞かせの方々を組織したり、不審者対策という点でいろいろとご苦労されている点もあると思っております。ただ、このような事を進めるには、学校の思いが入っていないと進みませんので、学校の先生には是非入っていただきたいです。

また、10ページの調べ学習についてですが、これは読み物としての読書だけではなくて、情報収集という意味での読書だと思います。これを進めていくには家庭だけでは難しいと思っておりますので、先生方の関わりが必要になってくると思っております。こちらについても是非学校の先生方をお願いしたいです。

学校教育課長

各学校に代表となる図書担当の教員と司書教諭がいます。ただし司書教諭が必ずしも学校の図書代表ということではございません。また、読書サポーターもいます。学校教育課としては図書担当の連絡会・研修会と読書サポーターの連絡・研修会を行っておりまして、それぞれの報告も挙がっておりますので、それらを踏まえてこの計画に落とし込んだということでございます。

生涯学習課長

本計画でございますが、各関係機関、当然学校の教職員や保護者、また図書館等との連携につきまして取ってはおるところですが、第2次計画では十分でなかった部分もございます。これにつきましては第3次計画ではもうすこし密に連携をしております、例えば8ページには学校図書館と公共図書館が連携協力できる体制を構築し、学校図書館と公共図書館の機能充実を図るとあります。それぞれが単独で動くのではなく、連携して摂津市全体としての読書活動推進を図ってまいります。第3次計画ではこのような方向性にしたいと考えております。

山手委員

先程から安全・安心の学校づくりや、地域コミュニティの核になるという話が出ておりますが、私はもともとそのような思いで読み聞かせを始めております。子どもたちに読み聞かせを行いますと、子どもたちとの関係ができます。そうしますと地域で子どもに出会った時に、こちらが覚えていない子どもからも声を掛けてもらいます。大人が子どもを守ろうとして声掛けをすると、子どもの方は身構えてしまうこともありますが、関係ができていると地域での見守りにおいて効果があるのではないかと経験上思います。

また、読書サポーターの役割が大きいので、個人で努力されるのではなくてミーティングを通じて連携したり、先進的な事例をしているところに研修に行ったりする機会を、今までよりももっと充実させていただきたいです。そうすると学校図書館も充実すると思います。

委員長

子育て支援団体で読み聞かせサークルがありますが、その方たちの意見もいただいているのでしょうか。

生涯学習課長

今回の策定に当たりまして、事務局内部で検討した上で社会教育委員会及び図書館等協議会の委員の皆様の見解をいただきまして、決定しております。その中には読み聞かせサークルやボランティア団体の方等のご意見もいただいております。

委員長

先日、子育て支援団体の交流会がありまして、私も参加いたしました。絵本の読み聞かせについての話がありまして、その中では、絵本の読み聞かせを始めてみると、以前は小学生の特定の子どもが

聞きに来ていたけれども、そのうち特定の子は来なくなり、0歳から1歳の子どもを連れてお母さんが来るが増えたという話がありました。状況がかなり変わってきているということで、そのような変化も踏まえてこの計画ができたならより良いのではと思われました。

絵本の読み聞かせを始め、子どもたちの読書活動というのは本当に重要ですので、ぜひ推進していただきたいと思います。

それでは他にご意見・ご質問等がございませんので、秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長

これより秘密会として再開いたします。それでは、議案第9号から議案第15号までを審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。